

埼玉県博物館連絡協議会災害対策準備金管理規定

(目 的)

第1条 この規定は、埼玉県博物館連絡協議会が、災害時における埼玉県博物館連絡協議会加盟館園等の相互支援活動に資するため設置された埼玉県博物館連絡協議会災害対策準備金（以下「準備金」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(事 業)

第2条 この準備金は、次の各号に掲げる事業に充てる。

- 一 災害時における博物館等資料のレスキューに必要な情報収集および発信
- 二 災害時における博物館等資料のレスキューに必要な人材の派遣
- 三 災害時における博物館等資料のレスキューに必要な資材の提供
- 四 その他特に必要と認められる事業

(管理運営)

第3条 準備金の管理運営に関する必要な事項の協議は、埼玉県博物館連絡協議会緊急時相互支援検討委員会（以下「相互支援検討委員会」という。）が行う。

2 相互支援検討委員会は、次の事項を協議する。

- 一 準備金の事業に関すること。
- 二 準備金の予算及び決算に関すること。
- 三 その他準備金の管理運営に関すること。

(積 立)

第4条 準備金として積み立てる金額は、毎年度の一般会計収支予算で定める。

(管 理)

第5条 準備金に属する現金は、金融機関への預貯金により保管しなければならない。

(事 務)

第6条 準備金に関する事務は、埼玉県博物館連絡協議会事務局において処理する。

(細 則)

第7条 この規定に定めるものを除くほか、準備金の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成28年3月23日から適用する。